

新潟家庭裁判所委員会(第15回)議事概要

新潟家庭裁判所委員会

第1 日程等

1 日時

平成22年12月8日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

3 出欠状況

委員の出欠状況は、別紙のとおり

4 傍聴者

新潟放送記者1人

読売新聞社記者1人

第2 議事

1 より良い家事調停の実現のために～国民の期待に叶う調停とは(家事調停の運営の在り方等)について(意見交換)

意見交換に先立ち、DVD「はじめての家事調停」のあらすじの説明と視聴

(学識経験者委員A)

DVDの結末を教えてください。

(裁判所出席者)

調停が成立し、離婚するということ、子どもの親権者を母にすること、父と子どもとの面会交流が認められたこと、そして養育費が取り決められました。

(学識経験者委員A)

県内家事調停委員の数を教えてください。

(委員長)

県内全体で約220名です。

(学識経験者委員E)

DVDでは第1回調停期日に裁判官がいませんでした。新潟家裁では、裁判官が最初に当事者に調停の進行などについて説明してくれていたと思いますが、現在はどうなっているのでしょうか。

(法曹委員I)

新潟家裁では、できるだけ初回の調停期日に裁判官が出席して、調停の進め方などについて説明を行っていますが、裁判官は他にも事件を複数担当している関係で、常には同席できない旨説明させてもらい、裁判官に調停室に来てもらいたいことがあったら、いつでも話をさせていただきたい、と話した上で、退席しています。したがって、基本的に、第1回調停期日には、裁判官が出席するようにはしていますが、他の事件との関係で全件出席にはなっていないのが現状です。ただ、態勢としては、できるだけ初回出席していきましょう、ということで、運営を図っている状況にあります。

(学識経験者委員E)

新潟家庭裁判所は、当事者に対して非常に親切なやり方をしていると思います。調停委員だけが説明するよりも、最初に裁判官から調停の説明をしてもらおうと、当事者の信頼が増してくるようになると思います。そのような意味では、新潟家庭裁判所のやり方は、調停の本道ではないかと思っています。

(学識経験者委員F)

申立人は調停委員を選べないので、調停委員の考え方や技術の善し悪しで、結末が違ってくることもよくあるのではないかと思いますのですが、この人の場合はこういう結末になることが多い、というような検証はしているのでしょうか。

(法曹委員I)

調停委員が担当する事件は様々で、同じものはないことから、そのよ

うな検証はしていませんし、調停委員は事案に応じた処理をしていると考えています。調停の進行がなかなかうまくいかないような状況に陥った場合には、裁判官と評議をして進めていくような態勢をとって、個別の事件には対応していますし、個別の事件を離れては、条理にかなった調停ができるように調停委員の研修の機会を多く持つようにし、法的知識や評議のあり方などについてスキルアップできるように工夫しているところです。

(学識経験者委員C)

非常に世の中が複雑になってきて、家族構成や機能が変わってきており、想像を絶するような事もあるような時代です。そうすると、担当する事件によって、この調停委員がいいのではないか、など取捨選択をするのかどうかは分かりませんが、やはり、調停というのは、話し合いの場であって、公正中立に行われなければなりません。その中立・公正の指針が裁判官であるということで、それで妥当だと言い切れるのでしょうか。調停の途中経過の中で、第三者的に検証というよりも、これでいいのかどうかという意見を言う場があってもいいのではないかとDVDを見て感じましたが、そのような場はないのでしょうか。

(学識経験者委員D)

調停の現場では、本当に何が出てくるのか分かりません。まず、調停申立書をしっかり読んで、事案を整理し、相調停委員と期日前に質問事項などの打合せをして、より密度の濃い、きめ細やかな調停を心掛けています。若い方の価値観の把握のために、若者の言動に耳を傾けたり、テレビを見るなどして吸収するよう努力を重ねていますので、あまりこの調停はだめだったな、というようなことはなかったと思いますし、調停が暗礁に乗り上げたときには、すぐに裁判官と評議を重ねることによって、また、相調停委員との間で意見が少し違う場合もありますが、そのような場合には、そのことに詳しい調停委員もいるので、その調停委員に意見を聞くなどいろいろな努力をしています。

(委員長)

調停委員の指定は、事件が事案に応じてされているのでしょうか。

(法曹委員 I)

通常は、機械的に調停委員をお願いしていますが、事案によっては、以前に係属した事案で、再び申立てがあった場合は、前回担当した調停委員を指定するケースもありますし、申立書の内容から事情を配慮して、その事案に知見があって対応の上手な調停委員もいますので、その調停委員に担当してもらおうとか、また、不動産の知識がないと難しいというような、専門的事項が問題になる場合には、専門的知識を持っている調停委員を指定するような配慮はしています。基本的には、申立書や申立書付票から様々な事情を考慮して、適切な調停委員を指定していくことになります。

また、調停委員会が調停を担当しているので、進行方法などについては評議で決めていくことになります。裁判官の意見によって、もうそれでいかななくてはならない、というものではなく、評議の中で議論して調停を進行させていくことになります。

(学識経験者委員 C)

先程、検証という話が出たときに、それは調停事件が終わってから検証するという意味だと思うのですが、事件の途中経過で、この進行方法でいいのか、ぶれていないか、ということ、第三者の全く関係のない方ではなく、他の調停委員の中から一人選び、途中で第三者的な客観性を持った意見を述べてもらうようなシステムがあってもいいように思ったのですが、今まではそのような考えはなかったのでしょうか。

(法曹委員 H)

調停期日を何回も開くということはないと思います、平均すると、2、3回で終わってしまうと思います。

(学識経験者委員 D)

調停委員は、申立てが離婚だとしても、いろいろな選択肢の提案をします。決めてきた人には迷いがなければいいかもしれませんが、少しでも迷いがあると思えば、いろいろな提案をします。それについて、当事者は毎回揺れながら選択をしているのです。ですから、調停の進行についてはあまり間違いはないという感触を持っています。

(法曹委員 H)

当事者が調停委員と合わない場合、大体調停は不成立になり、その不満が弁護士の所にくるのです。本来であれば、調停委員と当事者との相性というのは、家族に関する考え方が合っていれば、双方が話をよく聞きながらやれるのですが、違いが出て調停が不成立になり、離婚裁判へ移行していくときに、弁護士のところで、調停委員が話を聞いてくれなかった、という話が出てくるのです。

(学識経験者委員 D)

不成立というのは、調停委員と当事者ではなく、申立人と相手方がなかなか合意できないときが、不成立ですよ。

(法曹委員 H)

本筋はそうなのですが、調停の中の話として、調停委員があまり話を聞いてくれなかったとか、相手の味方をしているなどの話が出てくるのです。

(学識経験者委員 C)

統計の処理結果を見ると、調停成立が53.3パーセントで、半分は不成立等というわけなので、離婚裁判に移行する可能性は高いということになりますが、できることなら調停成立が、離婚でない方向にいった方が理想的ですよ。DVDを視聴して、夫をカウンセリングしてよりを戻した方がいいと思いましたが、DVDの結末は離婚に至ったということでした。いかにも夫の方がバランスが悪く、未熟に感じたので、そこをカウンセリングした方がいいように思いました。

(法曹委員 G)

離婚調停に関して言うと、離婚する方向で調停委員がその方向だけで進んでいくのは少しおかしいし、そういう意味でも背景なり事実関係を当事者からよく聞いて、どうするのが一番いいのか、ということを調停委員もよく考えて、その中で選択肢を示しているのだらうと思います。

(学識経験者委員 D)

夫婦関係調整事件について、調停委員は、離婚と円満ということで調停期日に臨みます。それでも円満の方が少ないのですが、離婚で申立てがあったとしても、申立書をよく読み、さほど離婚をしなくてはいけないう

な理由がない限りは、一度は円満の調整を試みます。それでも致し方ないというときに、当事者が離婚を選択すれば、初めてそこで離婚についての条件整理を始めます。まずは、子どもがいる場合は、どうしても円満調整してもらいたいという思いが調停委員の中にはあります。

(委員長)

先程、調停中に、調停の進行等をチェックできるようにした方がよいのではないかという話がありましたが、それに関する具体的な提案はありますか。

(学識経験者委員C)

検証をするような調停委員を選んでおいて、ローテーションのようにしてアットランダムに当てていき、意見を述べてもらう、という感じです。

(委員長)

調停委員会を構成しない調停委員が具体的な調停事件に関わるということでしょうか。

(学識経験者委員C)

システムをどう構築すればよいのかということはありません。

(学識経験者委員E)

カウンセリングのスーパーバイズのようなことを考えていると思うのですが、スーパーバイズだとすると、いま行われている調停委員をどのように評価するのか、というのは現実の調停は非常に複雑な事情があって、それに調停委員は対応しているので、それに対し、このやり方でいいのでしょうか、というのは、あまり現実的でなく、聞かれる方も非常に困るのではないかと、思います。裁判官は、基本的に忙しくて調停委員だけで調停を行っているので、調停委員だけでは不安だということで、裁判官に相談すると、裁判官の方で事案に応じたチェックをしてくれているのです。ですから、本来の姿ではないのですが、現実には裁判官が第三者的な視点でチェックをしてくれていると言っているのではないのでしょうか。

(法曹委員H)

新任調停委員が、ほかの調停をしているところに入って、その調停を見るとか、自分のやっているのを誰かに見てもらうとか、こういう言い方が

どうだとか，というチェックはしていないのではないのでしょうか。

そういうやり方のトレーニングも一つの方法としてあるのではないかと
思います。

(学識経験者委員C)

現代は非常に価値観が多様化しており，こう決めたとと言っても違う見方をすれば，それは非常にうがった見方と言われる時代なので，それを防ぐ意味では，特に調停というのは，違った見方をするのもいいのではないかと，というのが私の言いたかったことで，絶対にそうすべきだということではありません。

(裁判所出席者)

中間的に当事者と調停委員との関係性が，当事者から見て，価値観や世代がずれているとか，調停委員の価値観で進行されたのでは当事者はうまくいかない，という場合があるかなとは感じますが，そういうときに，調停委員の側が，あるいは評議で入った裁判官が，違うスタッフをその調停に入れた方がいいと判断したときには，家裁調査官がその次の期日，あるいはその期日から呼ばれて，その調停に加わっています。家裁調査官の場合には，調停委員とは少し違う視点から，当事者がどう感じて，当事者の価値観と調停委員の進行との間にギャップがあるかもしれないということに気付くような訓練を受けているので，家裁調査官が調停の進行を援助するという形で，家裁の職員なので本当は第三者の目とは違いますが，そういう一つの方策はあるかなと感じています。

それと，調停委員の研修について，当事者から見たら自分たちのしている調停がどのように映っているのか，ということを研さんするために，新潟家裁では2年ほど前から調停委員研修のなかでロールプレイなのですが，体験学習を取り入れています。

昨日も10月に任命された調停委員の研修でロールプレイをしてもらいました。すると，当事者役をしている調停委員は，目の前の調停委員役の調停委員の質問にすごくどぎまぎしたりして，自分が聞いてもらいたいことが違うと感じました。このようなことをロールプレイの場で相互研さんすることを通して，調停技法の研さんの必要性を感じてもらうように，新

任の調停委員あるいは中堅の調停委員にも職員がいろいろ準備をして、研修の機会を設けているというのが実情です。

(学識経験者委員C)

途中で家裁調査官が入るとするのは、きちんとルール化したものなので
すか。

(法曹委員I)

家裁調査官を立ち合わせることができるという仕組みになってい
ますが、必ず入らなくてはいけないという決まりはありません。したがって、
案件ごとに評議の際に問題点を指摘してもらい、その中で家裁調査官の立
会が必要かどうかを評議して、必要であれば立ち会ってもらう、というこ
とになります。

(法曹委員H)

当事者の持つ不満としては、自分ではもっと話をしたかったけれど、
あまり聞いてくれないという問題と、相手をもっと説得してくれればいい
のにとか、調停委員がもう少し提案してくれればいいのにというものがあ
ります。当事者は、こういう解決を提案してくれたら、という気持ちを一
方では持っているのです。ただ、この提案が難しく、場合によっては調
停委員会からの押しつけみたいにする人もいますので、そこが調停では一番
難しいところですね。こういう解決が一番いいと調停委員が思っているも、
一方当事者には良くて、反対当事者にとってはそれが押しつけのように
感じることもあって、提案の出し方やタイミングは調停では一番難しいと
ころだと思えるのです。多くの不満は聞かれますが、本質的には当事者間の
話し合いが成り立たないから、調停は不成立が取下げになっているのです。

(学識経験者委員B)

申立人も自分の思惑があって、自分に有利になるような証拠をいろいろ
と集めたり、何とか自分の思いどおりにしようとする人が来たり、相手方
は相手方で自分の思いどおりにしようとする中で、調停委員は大変だなと
想像します。調停期日当日のほかにも、裁判官との協議とか、研修とか、
調停委員の負担というのは実際どれくらいあるのか聞かせてください。

(学識経験者委員D)

研修としては、調停協会が年3、4回、裁判所で年6回くらいなので、研修はほぼ毎月あるという感じです。それと、新潟家裁所属の調停委員で自主研修を月1回行っています。これは、終わった案件に対する検証で、こういう事例があって、こういうふうに解決したけれども、皆さんだったらどのように解決するか、という勉強会です。それから、当事者がいろいろと不満を代理人である弁護士に述べているということですが、自分の主張が通らなければそれは不満につながるわけで、当然のことだと思います。調停委員は、30分ずつ交互に当事者の話をしっかり聞いて、それを相手方に伝えていいのか、確認しながら伝えるのですが、それは相手方の要求には合致しないので面白くなく、そうするとそれが調停委員への不満になるのです。調停委員が申立人にひいきして相手方に酷なことを言っていると捉えられる場合が多いので、いつも解説を加えながら説明をして、自分の意見を述べてください、と促しているのです。DVDを視聴したときに、相手方が非常に不機嫌な態度だったのに気付いたと思いますが、相手方は、こんなところに呼ばれてと初回期日は本当に斜め腰で、不満を調停委員にぶつけます。申立書は相手方には送付されていないので、どういう理由で申し立てられたのか、大体推測は付いていると思いますが、分からないまま呼び出されて、すごく緊張しており、調停委員の初回調停期日の仕事は、信頼関係ができないと解決に向けた話し合いができないので、相手方の気持ちをいかに解くかということになるのですが、そのためには本当に丁寧に柔らかく説明することになるのです。相手方の気持ちを吐き出してもらおう土壌ができれば、大体初回期日は良かったと思うのですが、その苦勞が相手方については大変なのです。申立人については、申立書が提出されていますが、それは、感情がマックスに高ぶったときに書かれたもので、案外過度な表現が多いので、初回期日にはその辺に気を付けています。

(学識経験者委員A)

1年間の受付件数が2000件で、調停委員が220名だとすると、2人1組で調停をするわけなので、110組で2000件という計算ですと、1組年間平均で一八、九件を担当するということになり、これは調停委員に負担がかかっているのではないかと、大体年間1人当たり何件くらい担当

しているのか、教えてください。また、何をもちて調停成立と言っているのか分からないのと、全体の離婚数のうち、調停に持ち込まれる割合がどれくらいなのかも教えてください。

(法曹委員 H)

件数については、個人差があります。

(学識経験者委員 C)

調停には、初回は当事者が出て、2回目以降は弁護士が出るということもあるのですか。

(法曹委員 H)

いいえ。弁護士が付いた場合でも、調停は最初から最後まで当事者が出なくてはなりません。

(学識経験者委員 C)

弁護士が付いた場合には、弁護士と2人で出るのですか。

(委員長)

それが原則ですが、当事者に事情があって、調停に出ることができない場合には、代理人弁護士だけが出るということもないわけではありません。

(法曹委員 H)

例えば、当事者の一方が遠隔地で県外にいたりすると、弁護士だけが出るという場合も何回かありました。

(法曹委員 I)

家事調停に限って言うと、当事者は必ず出なければならない、というのが基本なのです。どうしても調停期日に来れないというときに代理人だけが出ることもありますが、離婚調停で離婚が成立する場合には、当事者本人の意思の確認が必要となるので、本人に来てもらうということになります。それに、紛争を解決するためには、事情を詳しく聞かなければならなくなりますが、弁護士だけでは十分に聞くことができないことがあるので、本人に来てもらうということで行っています。

(学識経験者委員 A)

何をもちて調停成立としているのかと、調停離婚だけでいいのですが、

何割くらいが調停になっているのか、教えてください。

(法曹委員 I)

調停の成立というのは、当事者間で合意ができた場合を言います。

(学識経験者委員 A)

お互いが納得したので調停を取り下げます、となったら、それは成立とは言わないのですか。

(法曹委員 I)

それは成立とは言いません。取下げの中には、事実上円満に解決して取り下げたという場合もあるし、話し合っても解決に至らないので裁判をする、として取り下げる場合もあります。

(学識経験者委員 A)

調停案を出しても受け入れられないケースは、不成立ですよ。

(法曹委員 I)

そうです。調停手続の中で合意に至らなければ、取下げか不成立で終了ということになります。

(学識経験者委員 A)

そうすると、来られる方は千差万別で、調停委員もいわゆる御上と考えるならば、そこで判決を出して欲しいと考える人もいれば、余計なことはしないでくれ、という人もいると思うのですが、そのとき、調停委員は、判決を出すことを目指しているのか、それとも、当事者の話し合いを優先させることを目指しているのか、どちらなのですか。

(法曹委員 I)

当事者間の話し合いで自主的に解決しよう、というのが調停制度で、調停委員会はその手助けをするという位置付けになるので、こうしなさい、という結論を調停委員会が示すわけではないのです。解決のためのいくつかの提案をすることはありますが、裁判のように判決や結論を出すということはしないのです。

(学識経験者委員 D)

ただ、協議離婚で整っているけれども、口約束では不安なので、養育費や面接交渉について、しっかり執行力のある調書を作っておきたい、

ということで申し立てられる方も中にはいます。

(学識経験者委員 A)

最後に協議離婚の割合について教えてください。

(学識経験者委員 E)

全国的に言えば、9割が協議離婚で、調停離婚が9.何パーセント、あとの1パーセント弱が裁判離婚となり、訴訟になった事件でも和解離婚もありますから、話し合いによる離婚が圧倒的に多いと考えていいと思います。

(学識経験者委員 A)

それと、当事者として第三者は調停に入れないのですか。当事者以外の家族、つまり祖母が孫を絶対に渡さない、と言って調停に乗り込んで来たら、調停に入れないのですか。

(法曹委員 I)

原則は入れません。調停は非公開ですから、当事者以外の人はいれないし、傍聴もできないし、発言もできません。ただ、事案によっては、問題を解決する上で、その人がキーマンとなっているという事案もあるので、その場合には他方当事者の了解を取った上で、調停に入ってもらって意見を聞くという場合もないわけではありませんが、それは本当に例外的な場合と位置付けています。

(委員長)

調停の手続は非公開となっていますが、調停委員会は相当と認める者の傍聴を許すことができることになっています。

(学識経験者委員 E)

調停の面白いところはそこにあると思うのです。いわゆる法律上の当事者だけがもめ事を処理するのではなく、場合によっては裁判官が判断する、俗に言う関係者も入れ込んでもめ事を処理することもできる、それができる紛争処理のあり方としては柔軟な仕組みだろうと思います。私は1件だけそういう例外的なケースを経験しました。申立人は争っていないで、その背後にいる人間の争いが申立人を通じて家裁に持ち込まれてきたケースで、それは1年以上かかって最終的には申立てが取り下げられ、元々の本

丸のもめ事も片付いた非常に不思議なケースでしたが、調停ではそういう面白いことができるのだな、という経験をしたことがあります。

また、研修とか検証というのも非常に重要で、家庭裁判所も調停委員もやる必要があると思いますが、同時に調停のケース自体プライバシーを守らないといけないという要請があって、そのバランスをどうとるかというのがすごく難しいと思うのです。例えば、私が任命されたときに言われたのが、自分が扱っているケースを他の調停委員に意見を聞いたりするのはなるべくやめてもらいたい、というふうに言われたり、担当している人の事件だから、それをあちこちで聞いたりするのは本来いけない、つまりは秘密を保持しなければならない、と言われました。一方では、研修などを通して情報を共有する必要があると同時に、原理としては、その事件の秘密をどのようにして守っていくか、ということのバランスが非常に難しいので、なかなか研修や検証を制度化していくのは相当難しいのではないかと思います。

(学識経験者委員C)

当事者に非常に感情的な不満があって、これでいい、ということがない場合に、第三者から意見を聞いてもいいか、と当事者から同意書をとってやることはできませんか。やはり、権利者意識の強い時代ですから、当事者が第三者から意見を聞いて欲しい、という仕組みがあれば、と思うのですが。

(委員長)

例えば親権に争いがある場合に、家裁調査官に意見を聴くということをしています。ただ、調査官の意見を聴いたとしても、それを、参考にするとか、尊重するとか、従うとか、ということが前提でなければ、調査官調査をして調査官の意見を聴いても意味がありませんので、それを当事者双方に確認した上で、調査官の意見を聴くことはあります。全くの第三者はどうでしょうか。

(法曹委員I)

現在の調停制度は、家事審判法に規定があり、非公開という形で調停委員会が主宰してやることになっていて、調停委員会の構成員は決められて

います。ですから、その調停の中で第三者に入ってもらおうということは、当事者が了解しても原則はできないことになります。ただし、その調停の中で、特定の問題について専門家の意見を聞くことはありますが、その場合でも、専門家調停委員に調停委員として入ってもらおうということで、調停委員の資格のない人に入ってもらおうというのは現在の制度上はできないと思います。

(学識経験者委員C)

私はやはり調停委員が入った方がいいと思いますが、それは担当していない調停委員に意見を聞くというのをルール化した方がいいような気がします。

(法曹委員I)

ご指摘の趣旨は大事なことだと思います。

(学識経験者委員F)

県内240万人の県民がいるわけですが、随分申立件数は多いと思いましたが、また、別に配布された冊子を見て、裁判をする人を含めたら随分多いと思いました。調停委員が県内に約220名いるということですが、地域が狭くなると関係者が全部顔見知りだとか、調停委員の方も利害関係者ということもあると思いますが、そういったチェックもしているのでしょうか。

(学識経験者委員D)

電話で事件依頼があるのですが、そのときに、どこにお住まいの何という方ですが、差し障りありませんか、と書記官から事前に話してもらうので、それで差し障りがなければ受けています。近所の方の場合、直接は知らなくても、やはり避けたいので遠慮したりしますが、そういうことは必ず事件依頼のときに確認するなどしています。

(委員長)

弁護士は調停事件をどのように見ているのでしょうか。

(法曹委員H)

弁護士によって様々な考え方があって、調停ではどうしても半日時間を取られてしまうので、調停段階ではあまり積極的に付き合いたくない、と

いう弁護士もいますが、逆に調停段階できちんと話し合っただけで、その中で当事者の考えも分かり、離婚訴訟になった場合に、事前に争点に分かるというのは、その後の対応も含めてやりやすいという弁護士もいます。最近では、できるだけ調停から付くという弁護士も多いのではないのでしょうか。私は調停段階からできるだけ付いています。最近では、簡単にその場でさっと協議離婚した後で紛争化することが増えてきていることもあり、家裁で話し合いをきちんとすることが、すごくいいんだということはどうアピールするかが、これからの離婚問題の課題ではないかと考えています。価値観がいろいろあるということは、それだけ当事者の紛争の考え方に違いが出てきたということでもありますし、また、インターネット等情報が非常にたくさんあり、養育料や面接交渉の問題にしても、当事者はたくさんの情報の中で調停をしたら不利かどうか、いろいろと考えて選択しているわけですが、全体的に調停でしっかりと話し合いをして自分の思っていることを聞いてもらう中で、冷静に考えて離婚をするというプロセスが本来あるべき姿ではないのか、と思うのです。協議離婚は、話し合っているようで意外と話し合っていない部分があるような感じがするので、調停をすることのメリットというものを裁判所としてどのようにして市民に訴えたらいいのか、ということをお聞きしたいと思います。

(委員長)

調停段階で弁護士が代理人になる割合は、増えているのでしょうか。

(法曹委員H)

それは分かりませんが、割と上の期の弁護士は、調停の段階で付こうという考えの人は少ない気がします。最近の若い弁護士は付いていると思います。ただ、依頼者の側から考えると、調停の段階から弁護士を付けるべきだと考えている人はまだ少なく、裁判になったら付けるという考えがまだあるように思います。また、特に最近は法テラスの法律扶助を活用できるようになったので、調停からきちんと弁護士を付けていくような形で相談に来たときには、お金がなければ法テラスの法律扶助の申込みをして、それで進めていくというのが増えているかもしれません。ある意味で弁護士を頼みやすい環境ができてきているので、多分弁護士を調停段階から付

けられるようになってきていると思います。

(法曹委員 I)

代理人弁護士の付いている割合は変わっていないのではないかと感じていますが、付いたときの代理人弁護士を見ると、若い人が多いように思います。

(裁判所出席者)

婚姻中の夫婦間の事件に限ってですが、平成 21 年に終局した事件が 123 件で、弁護士が代理人として関与した事件が 286 件で、関与率は 25 パーセントになっています。また、遺産分割事件については、平成 21 年終局した事件が 129 件で、うち 70 件について弁護士が代理人として関与しており、54 パーセントの関与率となっています。

(学識経験者委員 C)

日常的な会話の中では、若い人が離婚しようとする、弁護士に相談しようという会話が何となく飛び交いますね。一時代前だと経済的に難しいから調停からいこうか、という話でしたが、最近の若い人は、すぐに別れてしまうとか、離婚の話が早いですね。

(法曹委員 H)

従前だと、仲人を間に入れて話し合おうとか、そういう機能するものがありました。それがまずなくなっています。それと親同士とか親を間に入れて離婚の話をする人がいなくなっています。それがすぐに弁護士の所に来て、調停なりの相談を受けて、あるいは、直接家裁に相談に行き、そこで調停の申立てをするということになっていると思います。私が弁護士になった頃と、今の相談を受ける人たちの違いがそういうところにある気がします。

2 次回の話題事項

(委員長)

次回の話題事項については、協議の上、引き続き「より良い家事調停の実現のために～国民の期待に叶う調停とは～」の中で、「家事調停の運営のあり方」を協議するとともに、「DV 事件への対応のあり方」等を協議

することに決定

第3 次回期日

平成23年6月15日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

家庭裁判所委員会出席者及び欠席者

1 委員

(1) 出席者

委員長	山	口	博
学識経験者委員	稲	田	裕之
同	金	子	孝子
同	川	室	優
同	細	野	照子
同	南	方	暁
同	宮	島	英雄
法曹委員	石	井	壯治
同	土	屋	俊幸
同	廣	田	泰士

(2) 欠席者

学識経験者委員	吉	川	美貴
同	小	林	敬
同	富	山	道郎
同	樋	口	悦子
同	渡	辺	隆

2 委員以外の裁判所の出席者

首席家庭裁判所調査官	佐	藤	祐一
少年首席書記官	山	本	嘉
次席家庭裁判所調査官	宇	梶	和子
家事訟廷管理官	小	林	秀雄
事務局長	有	竹	茂一
事務局次長	工	藤	敏之